

《所有者様の住所変更登記の記載例》

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和7年9月27日住居表示実施

市役所から発行される証明書に記載されている新住所を記入します。

変更後の事項 住所 恵庭市漁町一丁目1番1号

所有者様ご本人が申請される場合は、連絡先のお電話番号を記入し、署名又は記名押印をしてください。代理人の方が申請される場合は、所有者のお名前を記入してください。

申 請 人 同 所

(お名前) 法 務 太 郎 ㊞

連絡先のお電話番号 0123－ 32 － 3057

市役所から発行される証明書を添付します。3ページの注意事項をご覧ください。

また、代理人の方が申請される場合は、委任状を添付します。

添付情報

登記原因証明情報 代理権限証明情報

申請する日を記入します。

令和 7 年 10 月 1 日申請 札幌法務局恵庭出張所

代 理 人 (ご住所) 恵庭市京町2番地

(お名前) 法 務 三 郎 ㊞

連絡先のお電話番号 0123－ 32 － 3057

代理人の方が申請される場合は、代理人のご住所、連絡先のお電話番号を記入し、署名又は記名押印をしてください。

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

以下の「不動産の表示」の記載について

1. 漁町〇丁目に変更になった土地・建物の所有者の住所の変更を申請される場合
所在を漁町〇丁目とし、その他のところは、お持ちの登記済証（権利証）又は登記事項証明書をご覧の上、記入してください。
 2. 上記1以外の土地・建物の所有者の住所の変更を申請される場合
お持ちの登記済証（権利証）又は登記事項証明書をご覧の上、記入してください。
- * ご不明な点がございましたら、お手数ですが、法務局の職員にお尋ねください。

不動産の表示

不動産番号を記載した場合は所在以下の記載を省略することができます。

不動産番号	1234567890123
所 在	恵庭市漁町一丁目
地 番	200番10
地 目	宅地
地 積	180㎡79
不動産番号	1234567890123
所 在	同所 200番地10
家屋番号	200番10
種 類	居宅
構 造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積	1階 78㎡53
	2階 45㎡55

登記申請をしてから、3～4日後に「登記完了証」が交付されます。「登記完了証」を受領して登記手続が完了することになります。「登記完了証」の受領は3か月間可能です。また、郵送による受領もできますので、郵送を希望される方は、申請の際に、返信用の封筒に簡易書留分の切手を貼ったものを持参（同封）してください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、法務局の職員にお尋ねください。

お問合せ先

〒061-1444 恵庭市京町2番地 札幌法務局恵庭出張所

TEL 0123-32-3057

登記原因証明情報に関する注意事項

1. 登記されている所有者の住所と市役所から発行される証明書に記載されている変更前の住所が一致するときは、市役所から発行される証明書の添付で足ります。

(例1)

登記されている住所・・・恵庭市漁町1番地1
市役所の証明書に記載されている変更前の住所
・・・恵庭市漁町1番地1

2. 登記されている所有者の住所と市役所から発行される証明書に記載されている変更前の住所が一致しないときは、住民票等の添付が必要になります。

(例2)

登記されている住所・・・札幌市北区北8条西2丁目1番地・・・(①)

(令和5年10月1日に①から②に転居)

市役所の証明書に記載されている変更前の住所

・・・恵庭市漁町1番地1・・・(②)



*** この場合、①から②へ住所が変わったことを証明する住民票の写し等が必要になります。**

なお、登記記録上の住所から、2回以上住所を変更したため、住民票の写し等により登記記録上の住所に住んでいたことを証明できない場合は、戸籍の附票の写し（本籍地の市町村役場で発行）など、住所の移転の経緯がわかる書類の添付が必要になります。以上によっても、住所移転の経緯を証明できない場合は、申請する不動産を管轄する法務局に事前にご相談ください。